

原子力災害時の
避難所受付ステーション
運営マニュアル

平成 2 9 年 3 月

石 巻 市

はじめに

避難所受付ステーションの運営は、本来、石巻市が行うことになっていますが、原子力災害は、台風などの風水害のようにあらかじめ災害の発生が予測できる場合と異なり、突発的かつ広範囲に放射性物質が放出される、あるいは放出されるおそれがあり、被ばく線量を最小限に抑える手段として早期に避難させることが重要となることから、本市職員は、住民の送り出し等の業務を最優先せざるを得ず、避難所受付ステーション運営は非常に難しい状況となることが予想されます。

そのため、このマニュアルでは、突発的かつ広範囲に放射性物質が放出される、あるいは放出されるおそれのある原子力災害時に本市と受入れ市町村が連携し、避難所受付ステーションにおける諸課題に的確に対応しながら円滑な運営を行うため、避難所受付ステーションに関する基本的な事項、運営のあり方や活動内容など、避難所受付ステーションの運営に関する具体的な手順を記載しています。

このマニュアルをもとに、各避難所受付ステーションの実情を踏まえた避難所受付ステーション運営体制を整備するようお願いいたします。

目 次

はじめに

第 1 避難所受付ステーションの概要

- 1 避難所受付ステーションとは・・・・・・・・・・・・・・・・資 9-1
- 2 避難所受付ステーションの開設・・・・・・・・・・・・資 9-1
- 3 避難対象となる住民・・・・・・・・・・・・・・・・資 9-1

第 2 避難所受付ステーションの業務

- 1 広域避難の実施判断・・・・・・・・・・・・・・・・資 9-3
- 2 避難住民の受付方法・・・・・・・・・・・・資 9-3
- 3 避難車両への対応・・・・・・・・・・・・資 9-4
- 4 要配慮者への対応・・・・・・・・・・・・資 9-5
- 5 各避難所との連絡調整・・・・・・・・・・・・資 9-5
- 6 配置する職員数・・・・・・・・・・・・資 9-5
- 7 避難所等との情報連絡体制・・・・・・・・・・・・資 9-5

第 3 避難所受付ステーションの閉鎖

- 1 閉鎖の判断基準・・・・・・・・・・・・資 9-7
- 2 閉鎖手続き・・・・・・・・・・・・資 9-7
- 3 閉鎖後の対応・・・・・・・・・・・・資 9-7
- 4 閉鎖に伴う経費負担・・・・・・・・・・・・資 9-7

第 4 様 式

- 1 避難所台帳（様式 1）・・・・・・・・・・・・資 9-8
- 2 避難所受付ステーション受付票（様式 2）・・・・・・・・資 9-9
- 3 避難所受付ステーション連絡票（様式 3）・・・・・・・・資 9-11

第1 避難所受付ステーションの概要

1 避難所受付ステーションとは

避難所受付ステーションは、石巻市の住民等が避難先市町村に到着後、避難所への割り振りをを行い、避難所まで誘導・案内する場所です。

石巻市は、避難所受付ステーションへ速やかに職員を派遣し、各避難所の避難状況や不足物資を把握し、その情報を基に宮城県災害対策本部との連絡調整を図ります。

避難所受付ステーションを設置することは、避難した住民等を混乱なく安全に避難所へ案内することができ、避難者数により段階的な避難所開設ができるなど初期段階における避難所運営の負担軽減にも繋がると考えています。

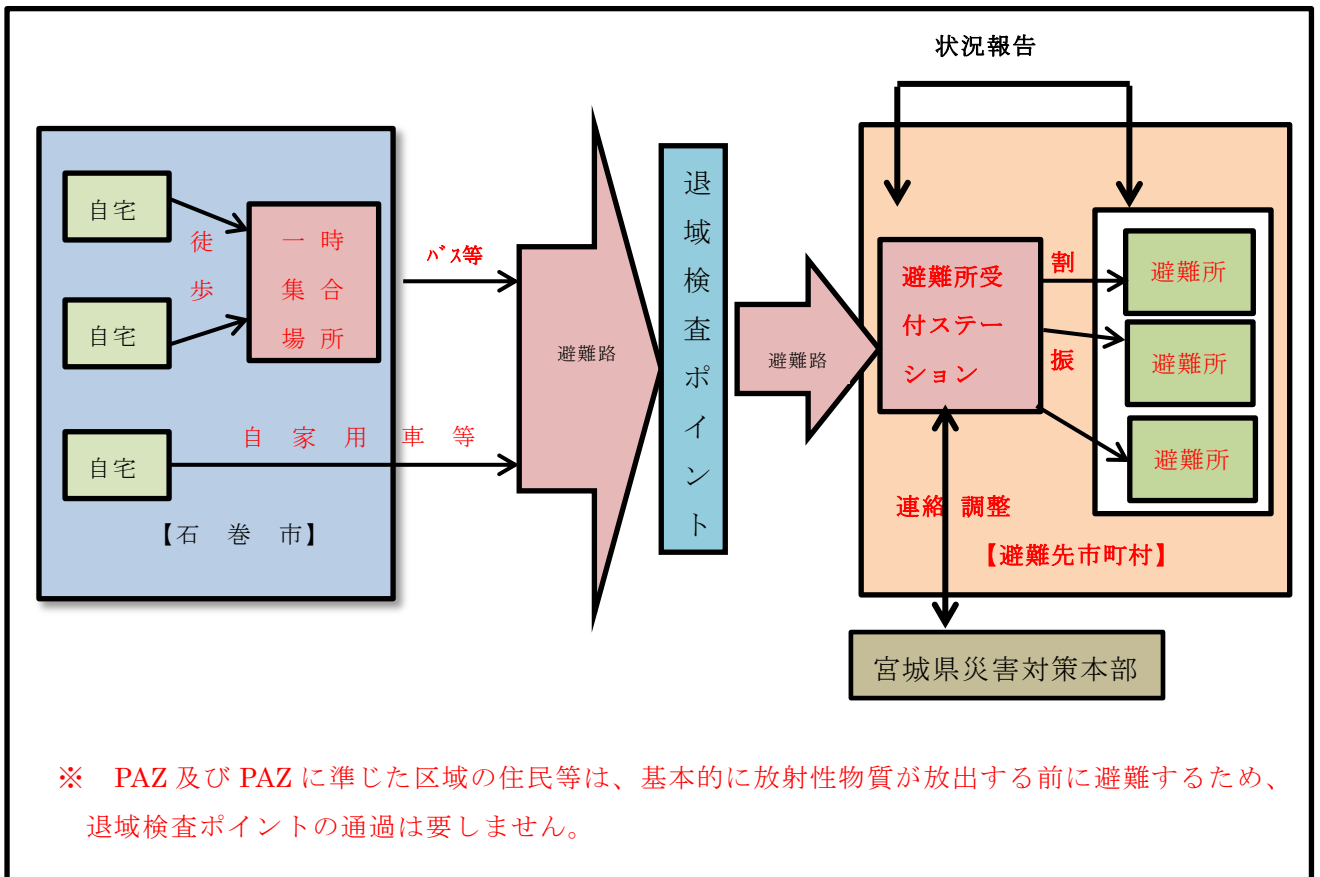
2 避難所受付ステーションの開設

避難先市町村は、石巻市災害対策本部又は宮城県災害対策本部より避難所受付ステーションの開設要請を受けた場合に開設します。

なお、開設期間は、避難所受付ステーションの開設について要請を受けた日から避難が終了する数日間程度とします。

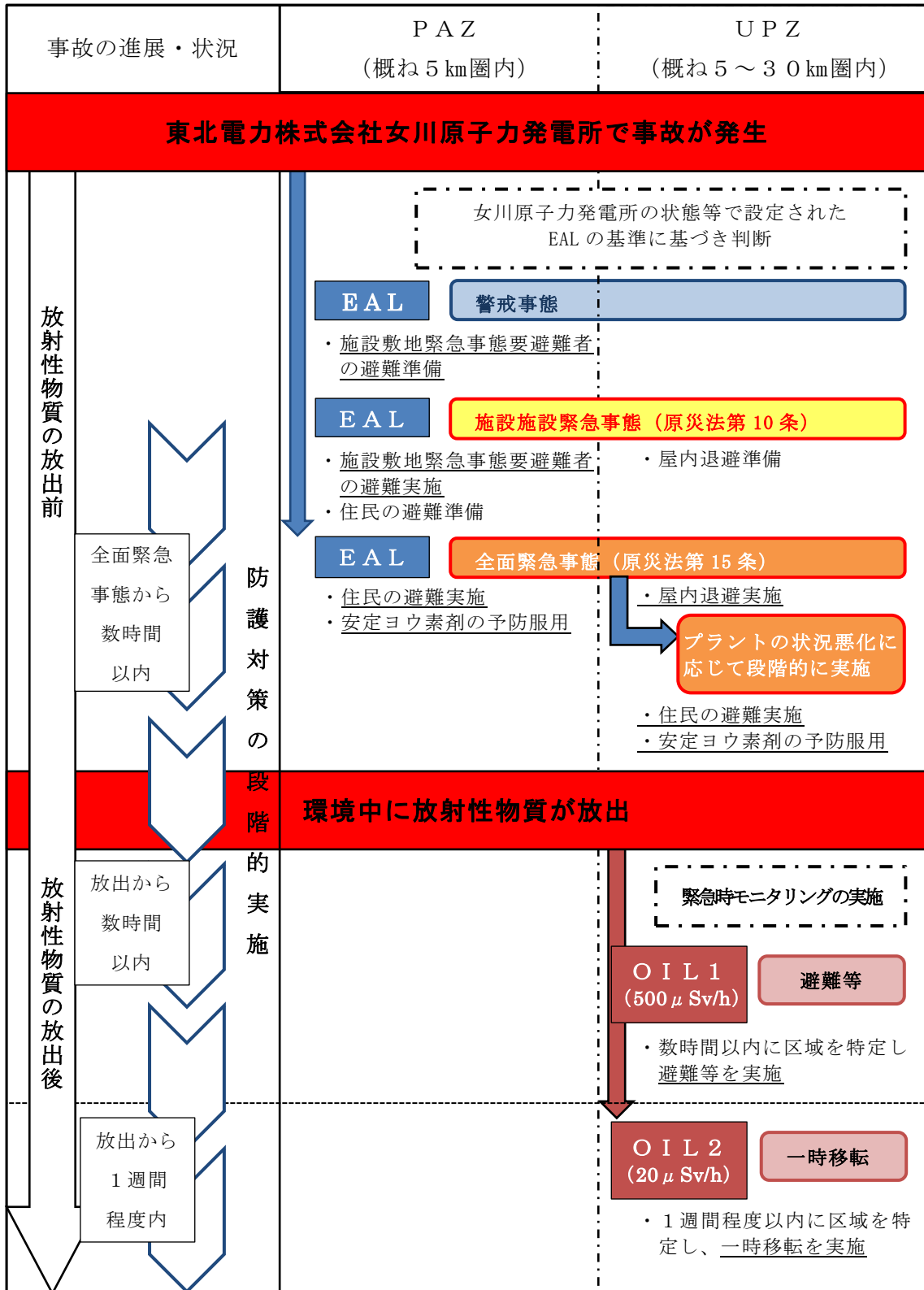
3 避難対象となる住民

避難対象となる住民は、あらかじめ避難先市町村に送付している原子力災害時の避難台帳（様式1）に登載されている行政区の住民とします。



※ PAZ 及び PAZ に準じた区域の住民等は、基本的に放射性物質が放出する前に避難するため、退域検査ポイントの通過は要しません。

◀ 防護措置実施のフロー例 ▶



第2 避難所受付ステーションの業務

1 広域避難の実施判断

- (1) 女川原子力発電所で事故が発生し、原子力災害に至る可能性が生じた場合には、国が施設の状況や緊急時モニタリングの結果を踏まえ、防護措置基準に基づき屋内退避や避難指示を発令します。
- (2) 石巻市災害対策本部は、国の指示により広域避難が必要と判断した場合には、広域避難先市町村に避難住民の受入れを要請します。
- (3) 避難先市町村は、避難住民の受入可否を判断し、受入可能人数や施設の状況を石巻市災害対策本部に連絡します。
- (4) 石巻市災害対策本部は、受入可能と判断した市町村と受入調整を行い、広域避難を実施します。
- (5) 避難先市町村は、避難所受付ステーション並びに避難所の開設準備を行い、避難住民の受入体制を確立します。

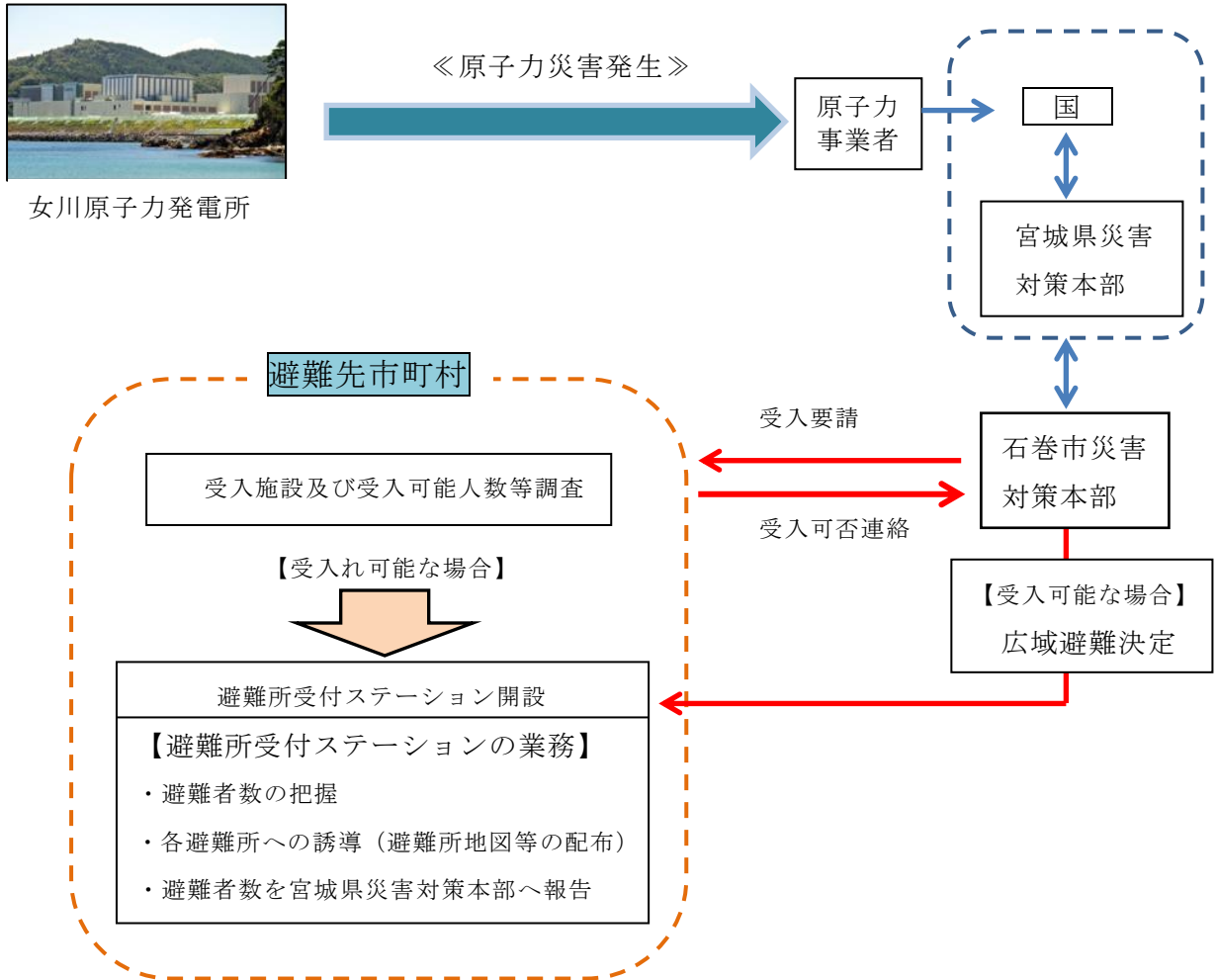
2 避難住民の受付方法（避難先市町村の役割）

- (1) 避難所受付ステーションにおいて避難住民を受入れする場合には、車ごとに人数等を把握し、「避難所受付ステーション受付票」【様式2】に記入します。
- (2) 受付が終了した避難住民は、各避難所へ誘導します。
なお、石巻市は事前に避難所等の地図を配布する予定ですが、避難の際、配布した地図を持参しない場合には、避難所受付ステーションで地図を配布してください。
- (3) 避難所受付ステーションで受付した避難者数については、「避難所受付ステーション連絡票」【様式3】により宮城県災害対策本部へ報告します。

* 上記業務は、石巻市配置職員と協力し実施願います。

《広域避難に係る調整と業務内容フロー》

避難所受付ステーションの開設及び業務内容は、基本的に次のフロー図のとおり。



3 避難車両への対応

- (1) 避難車両は、駐車場出入口においてスムーズに入出車できるよう誘導するとともに、できるだけ渋滞緩和に向け配慮してください。
- (2) 駐車場が不足する場合は、近隣の公共施設等の駐車場の確保に向け配慮してください。
- (3) 有料駐車場及び民営地に駐車した場合の費用については、石巻市が負担する予定です。

4 要配慮者への対応

避難所受付ステーションでは、要配慮者に対しても一般避難者同様に受付し、避難所へ案内します。避難所入所後に石巻市の保健師が環境調査や健康調査を行い、福祉避難所への入所が必要と判断した場合には、福祉避難所への入所に対応します。

5 各避難所との連絡調整

避難所受付ステーションは、各避難所からの避難状況や不足物資を把握し、その情報を基に宮城県対策本部との連絡調整を図る役割をする場所と考えています。

このため、各避難所から報告される入所者数、不足物資を把握するとともに、避難所が不足するなど避難先市町村で対応困難な事項についても石巻市配置職員と協力し、宮城県災害対策本部へ「避難所受付ステーション連絡票」（様式3）にまとめて連絡してください。

6 配置する職員数

事務内容	配置数（最低人員）	摘 要
1 受付事務	2 名	避難者の受付、避難所への振分
2 情報連絡調整事務	2 名	各避難所・県災対本部との連絡調整
3 会場整理事務	若干名	車両整理

* 石巻市から1名を配置する予定。

* 配置する職員数は、避難者受入数により変動するので市町村の実情にあった調整が必要です。

7 避難所等との情報連絡体制

各避難所や宮城県災害対策本部への連絡については、既存の通信網を利用し確実な情報を伝達できるよう新たな情報網の構築について国、県と協議していきます。

宮城県災害対策本部及び石巻市災害対策本部連絡先

No.	災害対策本部名	担当課	住所	電話番号
1	宮城県災害対策本部	原子力安全対策課	仙台市青葉区本町 3-8-1	022-211-2341
2	石巻市災害対策本部	総務部危機対策課	石巻市穀町 14-1	0225-95-1111

避難先市町村連絡先一覧表

No.	市町村名	担当課	住所	電話番号
1	大崎市	市民協働推進部防災安全課	大崎市古川七日町 1-1	0229-23-5144
2	仙台市	危機管理室 防災計画課	仙台市青葉区国分町 3-7-1	022-214-3108
3	塩竈市	総務部市民安全課	塩竈市旭町 1-1	022-355-6349
4	気仙沼市	総務部危機管理課	気仙沼市八日町 1-1-1	0226-22-3402
5	白石市	総務部危機管理課	白石市大手町 1-1	0224-22-1452
6	角田市	総務部防災安全課	角田市角田字大坊 41	0224-63-2123
7	多賀城市	総務部交通防災課	多賀城市中央 2-1-1	022-368-1141
8	登米市	総務部防災課	登米市迫町佐沼字中江 2-6-1	0220-22-2130
9	栗原市	総務部危機対策課	栗原市築館薬師 1-7-1	0228-22-1149
10	富谷市	総務部防災安全課	富谷市富谷坂松田 30	022-358-3180
11	蔵王町	総務課	蔵王町大字円田字西浦北 10	0224-33-2211
12	七ヶ宿町	総務課	七ヶ宿町字関 126	0224-37-2111
13	大河原町	総務課	大河原町字新南 19	0224-53-2111
14	村田町	総務課	村田町大字村田字迫 6	0224-83-2111
15	柴田町	総務課	柴田町船岡中央 2-3-45	0224-55-2111
16	川崎町	総務課	川崎町大字前川字裏丁 175-1	0224-84-2111
17	丸森町	総務課	丸森町字鳥屋 120	0224-72-3020
18	松島町	総務課	松島町高城字婦命院下一 19-1	022-354-5782
19	七ヶ浜町	総務課	七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1	022-357-7437
20	利府町	生活安全課	利府町利府字新並松 4	022-767-2174
21	大和町	総務課	大和町吉岡字西桧木 1-1	022-345-1111
22	大郷町	総務課	大郷町粕川字西長崎 5-8	022-359-5500
23	大衡村	総務課	大衡村大衡字平林 62	022-345-5111
24	色麻町	総務課	色麻町四竈字北谷地 41	0229-65-1111
25	加美町	総務課危機管理室	加美町字西田三番 5 番地	0229-63-5264
26	涌谷町	総務課	涌谷町字新町裏 153-2	0229-43-2116
27	美里町	防災管財課	美里町北浦字駒米 13	0229-33-2142

第3 避難所受付ステーションの閉鎖

1 閉鎖の判断基準

閉鎖の判断基準は、石巻市災害対策本部又は宮城県災害対策本部から、避難所受付ステーションの閉鎖指示が出されたときです。

2 閉鎖手続き

- (1) 避難所受付ステーションを閉鎖するときは、石巻市配置職員が石巻市災害対策本部又は宮城県災害対策本部に連絡し、指示をあおいでください。
- (2) 避難所受付ステーションを閉鎖する際は、下記事項に留意し現状に復してください。
 - ① 避難所受付ステーションの施設状況確認（設備等の破損有無の確認）
 - ② 備品及び受付品の撤収
 - ③ 避難所受付ステーションの清掃

3 閉鎖後の対応

避難所受付ステーションで担当していた業務は、閉鎖後、統括避難所へ引き継いでください。

※ 統括避難所・各避難所から1ヶ所を避難先市町村が統括避難所として決定してください。

※ 統括避難所の選定基準

- ① 避難者が多い避難所
- ② 通信手段が確立されている避難所
- ③ 市役所（役場）に隣接する避難所

4 閉鎖等に伴う経費負担

避難所受付ステーションの開設・運営・閉鎖で支出した経費は、全て石巻市が負担する予定です。

原子力災害時の避難台帳

市町村名 _____

	行政区	世帯数	人口	受付ステーション	避難所	摘要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
計						

避難所受付ステーション受付票

【様式 2】表面

	男	女	計	避難所	摘要
1				A B C D E F G H I G K L M	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
計					

特記事項

◎車1台ごとに人数を把握する。

1. 避難所は、事前にAは何所の避難所か決めておく。
【(例)様式2 裏面】
2. 避難者氏名は、避難所に入所するときに把握する。
3. 短時間に人数を把握し、避難所に案内させるよう配慮願います。

宮城県災害対策本部 行き

市町村名 _____

避難所受付ステーション連絡票

《 月 日 時 分現在 》

ステーション名		
避難所受入人数	ヶ所	人(男 女)
不足物資	品名	数量
特記事項		
送信者		